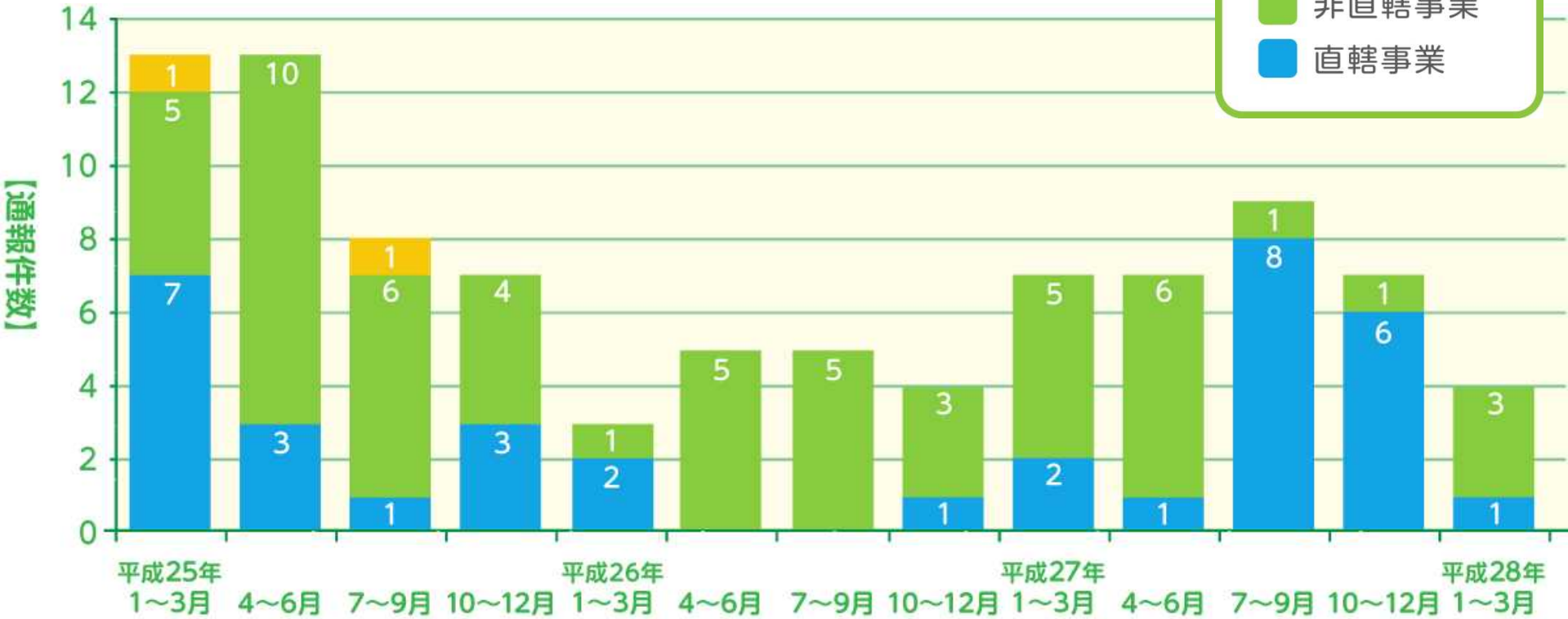


# 不適正除染に関する通報等への対応状況



## 不適正除染に関する通報等（平成28年3月31日現在）

（平成27年4月1日～平成28年3月31日分）

○合計 27件

（平成25年1月からの累計 92件）

○通報等の概要と対応

<直轄関係> 16件

不適正除染に関する通報等は本資料末の参考フローに沿って随時対応を行い、3ヶ月に一度環境省HPにおいて対応の概要を公表している。  
[http://josen.env.go.jp/tekiseika/report\\_summary.html](http://josen.env.go.jp/tekiseika/report_summary.html)

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/6/18	飯舘村	住宅の屋根や樋などを一部しか除染せず、写真のみ記録して除染をしたように見せている。	指摘の住宅を監督職員が確認した結果、適正に除染が行われており、通報の内容を確認することはできませんでした。
H27/7/16, H27/8/23	川俣町	雨が降っているのに、土を入れてならしていた、草が生えてる、草を刈りっぱなしでその上から土を戻していた。雨や雪の日に、堆積物を削り、草を側溝に落としていた。泥が着いた靴で水のたまった側溝に足を入れて作業したり、草を刈った物を水のたまった側溝に落としてから、土の着いた熊手で回収していた。汚染水は処理せず、道路は泥をまみれで、洗浄車が洗って泥を側溝に流していた。	監督員が受注者へ事実確認した結果、通報にあった事実は確認できませんでした。なお、道路の泥を散水車で流しているとの通報は、除染で発生した土壌ではなく工事車両通行に伴い除染済みの道路からタイヤに付着した泥を洗浄しています。また、道路の洗浄は住民への埃対策として散水を行う場合もあり、これらの作業と誤解されたのかもしれませんが。

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/8/11	富岡町	通常は銀紙と黒い袋で二重になっているフレコンバッグに除草や除去土壌を入れているが、内容物が水分を含んでいるため座りが悪くなってしまう。水分を絞り出すため、銀紙を破って除草や除去土壌を詰めていた。不適正に詰められたフレコンバッグは100袋程度あり、現在も富岡町の仮置場に積んである。	監督員が受注者へ事実確認をした結果、誤解を招く行為はありましたが、新たなフレコンバッグに詰め替えており、また該当地区の土壌及び地下水も汚染されていないことを確認した旨の報告を受注者から受けました。今後このような行為を行わないよう受注者に対して注意するとともに、作業員に対しても注意喚起するよう指導しました。
H27/8/17	葛尾村	除染作業で使用したマスク等の汚染物を一般ごみと一緒に混ぜて出している。除染作業で汚れた長靴を川でそのまま洗っている	監督員が受注者へ事実確認した結果、通報にあった事実は確認できませんでしたが、このような作業が行われないう、受注者に、全作業員に対して当該行為の禁止の徹底について再周知を実施しました。
H27/9/3	南相馬市	解体中の家屋における雨樋中の残留物について、不適切な処理を行っている。	環境省では、樋の残留物については、ブルーシート又は敷板等の上に置き適切な処理を行うよう指導しているところです。 本件につき、現在着工中の解体工事現場に確認いたしました。通報の事実を特定することは出来ませんでした。 しかしながら、今回のご指摘を受け、当該樋の残留物の取扱いにつき、緊急ミーティングを開催し、全作業員への周知徹底を行いました。 また合わせて、作業手順書も明示的に適切な処理を行うよう見直しを図りました。

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/9/10	飯舘村	除染で出たと思われる土壌や廃棄物を、除染事業に参入している事業者が作業員宿舎の敷地内に違法に埋めていた。また、埋めた場所の上で生活ゴミを燃やしている。	監督員が受注者へ確認した結果、除染で出た廃棄物等を事業者の宿舎の敷地内に埋設していないことを確認した旨報告を受けました。また、後者については、受注者から、通報のあった事業者が生活ゴミを燃やしたことがあった旨報告があり、今後実施しないよう受注者を通じて注意しました。
H27/9/25	飯舘村	林縁部 20m以内で枝打ちした枝や、腐った切り株等を作業区域の仕切りロープの外（作業区域外）に投げ捨てていた。	監督員が受注者へ飯舘村内各作業区域での作業内容を確認した結果、森林除染範囲内で集約しており、通報にあった事実は確認できませんでした。なお、森林除染作業の中で、草・枝など作業区域端部付近に集約することはありません。
H27/9/25	飯舘村	山林中で枝打ちした枝や刈り取った草等を運ぶ際、小さく切ったブルーシートに刈り取った草等を包んで一人で担いで山を下り、舗装路まで来ると引きずって運びシートが破れて枝や草がこぼれていた。しかも、こぼれてしまったものを拾い集めることもしなかった。	監督員が受注者へ飯舘村内各作業区域での作業内容を確認した結果、通報のあった事実は確認できませんでした。また、何らかの影響で運搬時に枝や草をこぼした際には、拾い集めて処理することとしています。
H27/9/25	飯舘村	法面で草刈りをする際、刈った草が近くにある小川に落ちてしまうことに対して、ネットを張って防止する等の対策をとっていない。また、小川に落ちた草を集める際、土のう袋等で水を堰き止める対策をせず、汚れた長靴で小川の中に入り、落ちた草木や枝をかき集めていた。	監督員が受注者へ飯舘村内各作業区域での作業内容を確認した結果、通報のあった事実は確認できませんでした。 なお、小川付近の作業では、板等で対策可能な箇所は対策を実施し、やむを得ず草木などが落ちた場合は熊手等で回収しています。

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/10/5, H27/10/9	南相馬市	仮置場の造成工事で使用する土は山を崩した「ずり」と呼ばれるものを使用するはずなのに、南相馬市原町区の仮置場の造成工事では埋立てに使用するものの一部にどこかの工事で発生した産業廃棄物（鉄筋棒・配管・番線・軍手等）を混ぜて埋めている。また、大型トラック 100 台～200 台で造成工事に使用する「ずり」を運んでいるはずだが、大型トラックの内、約 1～2 割程度が「ずり」以外の産業廃棄物を積んできている。早急に調査してほしい。	監督職員が受注者に当時の施工エリア周辺の状況について試掘も行わせ、現場を確認しましたが、通報の内容を確認することはできませんでした。 今後、現場監督の際に注視していきます。
H27/10/29	南相馬市	高圧水洗浄の水をきちんと養生をしていない、長靴を洗う設備が休憩所がないので、川、水たまりで洗う。	監督職員が受注者に事実確認をした結果、通報の内容は確認できませんでした。あらためて、監督員の指示により受注者より作業員に対し適正な作業の徹底を朝礼等で周知しました。 今後、現場監督の際に注視していきます。
H27/11/10	浪江町	作業員が森林除染の区域内で刈り取った苗木や花、きのこ等を除染廃棄物として仮置場に保管しなければならぬにもかかわらず、持ち帰っていたそうです（動画記録有）。 情報提供しますので、調べて下さい。	監督職員が受注者と動画を確認したところ、持ち去っている様子は確認できませんでした。こうしたことのないよう監督員の指示により受注者にて教育を実施しました。 今後、現場監督の際に注視していきます
H27/11/18	浪江町	大型及び宅地の雨樋測定が未実施。軒下も未実施。このような受注者に施工を依頼しても、本当の除染・復興にならない。	監督職員が受注者へ事実確認した結果、雨樋、軒下の測定は実施しており、通報のような事実は確認できませんでした。 今後、現場監督の際に注視していきます。

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/12/8	浪江町	浪江町権現堂地区(安藤間 JV)で働いている除染作業員です。除染というものは、上から下へ行かないといけないのに、地面のすきとりから始めたり、建物の拭き取りを、請け作業だから手を抜け早くやれと言われます。高所作業を主にしますが、樋も高圧洗浄もしたことがありません。屋根も落下防止はつけますが、屋根は、拭いたことがありません。	監督職員が受注者へ事実確認した結果、通報にあった事実は確認できませんでした。 今後、現場監督の際に注視していきます。
H27/12/13	南相馬市	洗浄作業の不適切処理 ・洗浄汚染水を回収しない垂れ流し ・南相馬市除染等工事(その3)、大成・五洋・日本国土・佐藤工業・三菱マテリアルの下請会社(数人)	監督職員が受注者へ事実確認した結果、通報にあった事実は確認できませんでした。 今後、現場監督の際に注視していきます。
H28/2/6	浪江町	JV 主導による除染後の線量や低減率の誤魔化しがある。 全体的に GM サーベイメータ、シンチレーション式サーベイメータなどによる事後モニタリングの数値を実測値よりかなり低めに取っている。 線量が下がっていない事による除染やり直しが嫌なので数字の改ざん、数字の作成が行われている。	改ざんの事実は確認できなかったが、委託監督員を通じ、そのような行為がないか引き続き注視していく。なお直轄除染作業においては、任意抽出による確認調査を実施しており、除染の不備があると認められる場合には、再度事業者の責務によるやり直しを行わなければならない仕組みを導入している。

<非直轄関連> 11件

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/5/14	郡山市	<p>元除染作業員の個人より、以下の通報あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場所：郡山市安積地区</li> <li>・作業期間：2014年3月～6月</li> <li>・作業内容：埋設が出来なかった除去土壤保管容器4個分をその地区の残土置場（土場）に捨てた。（残土置場の場所は不明）</li> <li>・作業人数：現場作業員の中から、随時3名から4名で</li> <li>・指示者：所属していた会社(4次下請)の現場責任者</li> <li>・発生頻度：明確な回数は不明</li> <li>・継続性：除染工事は終了している</li> </ul>	<p>自治体に通報済み （参考）自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事象については、区域としては本市発注の一般住宅等除染業務委託の内の一つの工区に該当するが、通報においては、残土捨場の場所が不明であるとともに、通報にある除去土壤保管容器についても、本市では資材承認していない。</li> <li>・当該工区の元請事業者に対し、本市で事実確認のため聞き取り調査を行ったところ、通報者が所属していたとする会社については、元請事業者において下請事業者に聞き取りを行ったが、除去土壤等を当該工区の残土捨場に投棄した事実は確認できなかった。</li> <li>・本市では、一時的であっても現場から除去土壤等を搬出しないよう元請事業者へ指示しており、指導・監督の徹底を図った。</li> </ul>

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/5/14	福島市	<p>元除染作業員の個人より、以下の通報あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業期間：2014年8月～10月</li> <li>・作業内容：住宅除染を行なった際、埋設が出来なかった除去土壌を宅地に3tトラック約半分くらいを捨てた。当該行為は3回ほど行われた。</li> </ul>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報事案に該当する元請事業者に聞き取りを行い、当時の成果品（作業報告書等）資料による事実関係の確認を行ったところ除去土壌の不法投棄の事実は確認できなかった。</li> <li>・住民に作業内容への疑念を抱かれない様、事例については隔週で実施している工程会議等で周知徹底を行った。</li> </ul>
H27/5/14	福島市	<p>元除染作業員の個人より、以下の通報あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業期間：2014年11月～2015年1月</li> <li>・作業内容：住宅除染を行なった際、個人の住宅除染から発生した除去土壌保管容器約3個分を、フレコンパックに詰め替えて別の住民の敷地内に埋めた。当該行為は2回ほど行われた。現在も行なわれていると思う</li> </ul>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報事案に該当する元請事業者に聞き取りを行い、当時の成果品（作業報告書等）資料による事実関係の確認を行ったところ除去土壌の不法埋設の事実は確認できなかった。</li> <li>・住民に作業内容への疑念を抱かれない様、事例については隔週で実施している工程会議等で周知徹底を行った。</li> </ul>



日付	場所	通報等の概要	対応
H27/6/9	郡山市	<p>除染作業員を自称する個人より、以下の通報あり。なお、通報者からは、身分を明らかにした上で、不適正な事象の現場に案内できるとの申出があった。</p> <p><b>【不適正な事象】</b>            作業場所：福島県郡山市            作業期間：2014年            作業内容：            ・ピット掘削後の埋め戻しに、決められた作業をしていない。            ・ピットの中に家庭の粗大ゴミを埋めている。            ・郡山市内のピットには、ちがう宅地の粗大ゴミや洗浄作業後の放射性物質が埋めてある。            ・ピット埋め戻しの最低でも <b>30cm</b> 守られていない現場は、沢山あります。            作業人数：5名から7名            指示者：下請業者の工事部長及び専務            発生頻度：面倒くさい現場だと、いつでも。            継続性：私の知る限り、1年以上</p>	<p>自治体に連絡済み            (参考) 自治体からは以下の連絡あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正な事象については、通報にある元請業者と下請け業者から、区域としては本市発注の一般住宅等除染業務委託の内の一つの工区に該当するが、通報においては、不適正な事象の生じた場所が不明であるとともに、当該工区は既に業務が完了している。</li> <li>・当該工区の元請事業者に対し、本市で事実確認のため聞き取り調査を行った。元請事業者において通報にある下請事業者に聞き取りを行ったが、通報に挙げられた事象についてはいずれも確認されず、不適正な事象の現場とされる箇所があった際は、全面的に調査に協力するとの申出あり。</li> <li>・本事象は廃棄物不法投棄もしくは放射性物質汚染対処特措法違反となる恐れがあることから、通報者に現場への案内を依頼するため連絡をしたが、応答はなかった。</li> <li>・本市では、除染に際し、粗大ごみ等に関しては所有者自身での処分を依頼するとともに、ピット掘削後の埋戻しの際の作業手順や除去土壌等の取扱方法については、現場の巡回を含め元請事業者に対し常に指示しており、指導・監督の徹底を図った。</li> </ul>

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/6/24	福島市	<p>福島環境再生事務所へ匿名投書により以下の通報あり。</p> <p>2012年5月頃除染作業で、不法投棄がなされている。</p> <p>福島市にある民家敷地内に、除染伐採した竹、草木並びに西部産業として集めた産業廃棄物（医療廃棄物と思われる。）、大型金庫等を埋めていた。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報事案に該当する元請事業者に聞き取りを行い、除染作業の内容について、当時の成果品（作業報告書等）資料による事実関係の確認を行ったところ除去土壌の現場保管場所における廃棄物の不法埋設の事実は確認できなかった。</li> <li>・住民に作業内容への疑念を抱かれない様、事例については隔週で実施している工程会議等で周知徹底を行った。</li> </ul>
H27/6/24	福島市	<p>福島環境再生事務所へ匿名投書により以下の通報あり。</p> <p>2012年夏頃福島市内にて、住宅地の汚染された土(表土)を剥ぎ取る作業にも係わらず、仮払い機で、その表土に切込みを入れ、耕す作業方法で、剥ぎ取り作業は行わず、表土を剥ぎ取った様に見せかけた。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報事案に該当する元請事業者に聞き取りを行い、除染作業の内容について、当時の成果品（作業報告書等）資料による事実関係の確認を行ったところ不適正な除染作業の事実は確認できなかった。</li> <li>・住民に作業内容への疑念を抱かれない様、事例については隔週で実施している工程会議等で周知徹底を行った。</li> </ul>

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/7/29	郡山市	<p>個人より、以下の通報あり。</p> <p>【発生時期】2015年7月中旬</p> <p>【該当場所】郡山市大槻町地区</p> <p>【不適正な事象】</p> <p>現在、郡山市大槻地区の除染工事が行われている。近くに住んでいる方の住宅除染について、不適正な除染行為と思われたため連絡した。当初、除去土壌等の埋設方法について事業者から説明を受けた話では、「除去土壌はフレキシブルコンテナに入れて敷地内に埋設して5年間くらい管理をします」との内容だった。しかし、今月中旬過ぎから本格的に除染工事が行われたが、除去土壌の埋設について、穴を掘ってビニールシートを敷いたままではよいが、除去土壌をフレキシブルコンテナには入れずに直接掘った穴に入れ、ビニール袋のような物を上に敷いて、土を掛けただけで完了している。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事案については、平成27年7月29日9時20分ごろに本市に対しても同趣旨の通報あり。</li> <li>・本市では、通報のあった除染現場を確認するとともに、除染施工業者に施工写真の提出を求め、内容を精査したところ、遮水シートを用いた地下保管作業が適正に実施されていることを確認した。</li> <li>・平成27年8月3日、市職員が通報のあった除染現場に隣接する住宅を訪問し、埋設方法はフレキシブルコンテナを使用する場合と遮水シートを使用する場合があります、不適切な作業ではない旨を説明し了解を得た。</li> </ul>

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/11/2	郡山市	<p>個人より、以下の通報あり。</p> <p>【発生時期】未聴取</p> <p>【該当場所】郡山市内</p> <p>【不適正な事象】</p> <p>郡山市大槻地区の除染をやっているA社の下請けのB社は埋設ピットの寸法をごまかして写真を撮影したり、わざと大きく掘って汚染土以外の物を水増しして埋めている悪徳業者です。</p> <p>社長や作業員も無免許で作業したりして何かあったら大変なので処罰してください</p> <p>※通報では、A社、B社は実名</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事案の該当場所は、郡山市が発注した一般住宅等除染業務委託にあたり、元請事業者はA社を含む除染業務共同企業体であり、通報で指摘されたB社は2次下請事業者である。</li> <li>・市では、元請事業者に対し、B社が施工した全ての現場に係る施工写真の提出を求め、作業内容について確認を行ったが、通報で指摘された埋設箇所の過剰な掘削及び除去土壌等以外の物の埋設は確認されなかった。</li> <li>・また、元請事業者において、通報のあった時点で在籍している作業員に対し、運転免許や技能講習等について確認を行ったが、無免許等は確認されなかった。</li> <li>・市としては、あらためて、元請事業者に対し、法令遵守及び適正な作業の徹底について指導した。</li> </ul>
H28/1/18	福島市	<p>フレコンに入れた除去土壌の確認をJV社員の人がしなければいけないが、担当の人が来ない。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事案については通報内容だけで具体的な内容が特定できず、不適正行為の事実は確認できなかった。</li> <li>・市としては、除染の工程会議においてあらためて、法令遵守及び適正な作業の徹底について周知を行った。</li> </ul>

日付	場所	通報等の概要	対応
H28/1/21	西郷村	<p>報告書はモニタリングの測定結果と現場写真を添付して作成し、西郷村に報告する流れになっているようです。</p> <p>モニタリングの測定結果を Excel ファイルに入力するまでは問題ないのですが、西郷村に提出する報告書ではモニタリングの測定結果を改ざんして報告しています。</p> <p>この西郷村に提出している報告書ですが、中には現場の写真を添付しなくても良い地区があり、報告書に写真を添付しなくてもよい地区のモニタリングの測定結果を改ざんして提出しています。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元請会社に村役場職員が出向き、元請会社の事業所長立会のもと無作為に抽出した実施例について、村へ報告されたデータと元請会社の測定野帳及びパソコンのデータを照合したところ、測定結果を改ざんされた痕跡は見受けられなかった。</li> <li>また、写真添付不要の地区があるとの通報であるが、村では全地区に写真の貼付を義務付けており、事実と反する。</li> <li>村としては、あらためて、元請事業者に対し、法令遵守及び適正な作業の徹底について指導した。</li> </ul>
H28/3/18	福島市	<p>福島市信夫地区の屋根の洗浄作業があまりに適当すぎ。</p> <p>軒先の荷物に養生無しで汚染水が直接かかっている。</p> <p>検査される雨樋だけの洗浄している。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事案については通報内容だけで具体的な内容が特定できず、不適正行為の事実は確認できなかった。</li> <li>市としては、除染の工程会議においてあらためて、法令遵守及び適正な作業の徹底について周知を行った。</li> </ul>

不適正除染に関する通報等に対する対応の流れ

不適正除染110番への通報があった場合や新聞・テレビ等メディアによる不適切な除染に関する報道があった場合には、以下のとおり、情報集約、対応方針の決定、事実関係の調査、事案の公表等を行っている。

平成27年3月31日までに累計65件の通報に対応しているところ（うち35件については第3回除染適正化推進委員会までに報告済み）。

図1 不適正除染の通報に対する対応体制

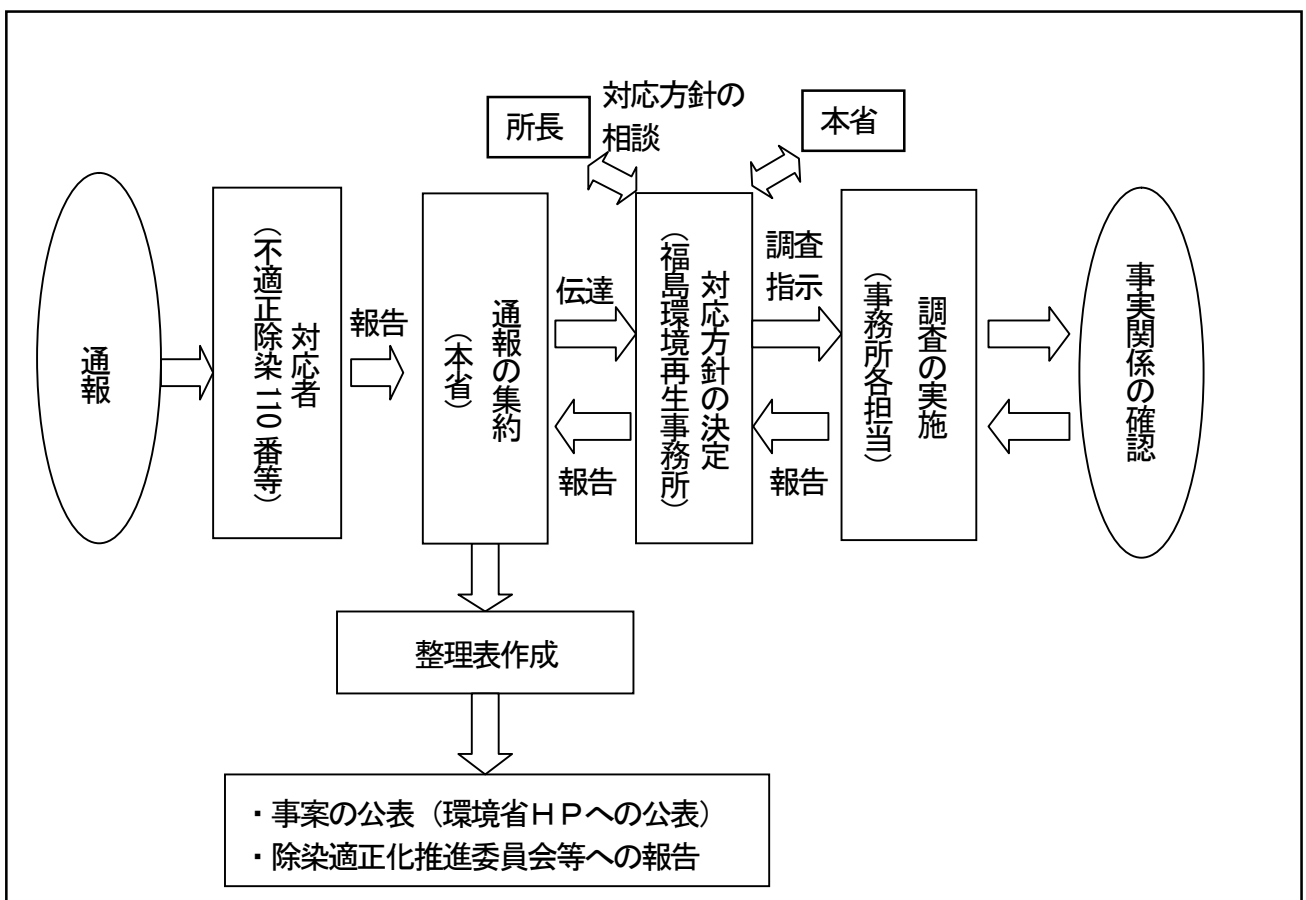


図2 対応方針の決定、現地調査及びそれらを受けての対応

